

取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格を有する者として、
以下の書類を提出できるものであること。

- (1) 第1種及び第2種消防設備点検資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者により、当該保全業務を確実に実施できる者で、緊急時の対応を速やかに行えることが確認できる書類。

- ・業務予定者名簿（任意様式）
（消防設備点検資格者又は消防設備士の免状等の写しを添付すること。）
- ・消防用設備業等届出書の写し
- ・緊急時連絡体制表（任意様式）
（緊急時には別途契約にて応急対応を依頼する場合があるため、1時間以内に現場に到着できる体制を整えていること。）
- ・業務予定者が請負者の従業員であることを確認できる書類
（応札者が発行する任意様式の証明書を提出すること。）

- (2) 個人情報の安全管理のための明確な措置を講じていることが確認できる書類。
（下記の①～③のうちのいずれか。）

- ①プライバシーマークの登録証の写し
- ②JAPHIC マークの認定書の写し
- ③当該措置を講じていることが確認できる規程等の写しに代表者印を押印した書類